

## 八王子市夜間救急診療所運営要綱

昭和 61 年 4 月 1 日  
施行

改正 平成 12 年 4 月 1 日 平成 15 年 10 月 15 日  
平成 19 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、八王子市夜間救急診療所の運営について、八王子市夜間救急診療所条例（昭和 49 年八王子市条例第 27 号）及び八王子市夜間救急診療所条例施行規則（昭和 49 年八王子市規則第 24 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(運営の基本及び運営懇談会)

第 2 夜間救急診療所の運営に当たっては、一般社団法人八王子市医師会（以下「医師会」という。）及び一般社団法人八王子薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）の協力を得て、診療業務及び調剤業務をそれぞれに委託して実施するものとする。

2 夜間救急診療所の運営については、医師会、薬剤師会及び八王子市のそれぞれの関係者で構成する運営懇談会を設置し、その協議により行うものとする。

(開設者及び管理者)

第 3 夜間救急診療所の開設者は八王子市とし、管理者は医師会会員のうちから 1 人を委嘱する。

(診療等の体制)

第 4 夜間救急診療所における診療等の体制は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 医師は、医師会会員の医師 2 人（内科 1 人、小児科 1 人）を配置する。

ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは、医師 3 名（内科 2 人、小児科 1 人又は内科 1 人、小児科 2 人）とする。

(2) 薬剤師は、薬剤師会会員の薬剤師 1 人を配置する。

ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは、薬剤師 2 人とする。

(3) その他看護師及び事務員を配置する。

(医療機器及び薬剤)

第 5 夜間救急診療所における診療に必要な医療機器及び薬剤等については、医師会及び薬剤師会と協議の上、八王子市において準備するものとする。

(診療対象)

第 6 夜間救急診療所における診療対象は、夜間、急に発病した者及び急に容態が変化した者とする。

ただし、交通事故、第三者行為又は労働災害による傷害については、原則として診療を行わないものとする。

(第二次収容)

第 7 夜間救急診療所における診療の結果、第二次収容を必要と認めた患者については、東京都指定二次救急医療機関等に収容を図るものとする。

(医療・健康心配ごと電話相談)

第 8 夜間救急診療所においては、医師、薬剤師又は看護師による医療及び健康に関する心配ごとについての電話相談に対応するものとする。

2 電話相談の受付は、午後8時から午後10時30分までとする。

(診療報酬等)

第9 夜間救急診療所の診療報酬は、健康保険等による算出方法により請求し、八王子市の収入とする。

(生活保護法等による診療)

第10 夜間救急診療所においては、生活保護法第15条の医療扶助による診療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による診療、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による診療並びに東京都医療費助成、心身障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成及び乳幼児医療費助成による診療についても、取り扱うものとする。

(損害賠償責任)

第11 夜間救急診療所における診療により事故が生じたときは、直ちに運営懇談会に諮り、それぞれの責任と負担により処理に当たるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年10月15日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。